

部活動の地域移行を考える

内 海 和 雄*

はじめに

教員の働き方改革に絡めて運動部活動（以下部活動と略す）の地域移行の議論が喧しい。部活動の地域移行については1970年代以降、何度か組上に載せられ、失敗も経ては消えた。現在の「地域移行」は「教員の働き方改革による負担軽減」というが、実質的には営利化による地域への放逐である。

地域移行ならば受け皿となる地域スポーツも併行して議論されなければならない。しかし日本のそれは西欧に比較すると雲泥の差で劣悪であり、近年の新自由主義政策による福祉の削減は、ただでさえ貧困であった国民のスポーツ参加を一層困難にしている。そしてそこに部活動を移行するという、まさに無謀、無責任な政策である。

部活動は国民の共通教養としてのスポーツを学ぶ学校、教育活動の一環であり、減少する青少年の身体運動を維持する重要な機会である。それと同時に、国民のスポーツの基盤である地域スポーツ振興とも密接な関連にある。それ故、学校、教育の系と国民スポーツ、地域スポーツの系という2つの系から議論される必要がある。そして、部活動問題といっても民主的・自主的運営の在り方、勝利至上主義や体罰の弊害、高校への部活動推薦入学、日本の競技力向上施策との関連、部活動漬け、教員の超過勤務、生徒・教員管理、地域スポーツの実情等々、部活動が日本の教育問題の集中的かつ包括的問題の

一つであるが故に、その分析対象も多様である。しかし本稿では教員の負担問題、教員管理問題そして地域移行が生徒のスポーツを保障するのかどうかという視点に限定したい。そして最近の部活動改革をめぐる動向（現状）、部活動の経緯（歴史）、海外との比較研究（外国）という社会科学研究的の3つの原則を踏まえて、現在の課題にコミットしたい。

1. 現 状

まず、最近の政府の動向について見ておこう。

1.1 文部科学省『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』（2020.9）

中央教育審議会や国会で「部活動を学校単位から地域単位の取り組みとする」とされているが、ここには日本の学校教育の歴史、地域スポーツの発展を推進してこなかった貧困な歴史を顧みず、いきなり地域移行論へ持ち込む無謀な論理となっている。部活動は「学校教育の一部」との認識は正しいが、「教師による献身的な勤務の下に成り立って」いるとして、全教員の実質強制的な部活動担当を教員管理政策の一環として推進してきた行政責任には触れず、他人事として済ませており、無責任である。

1.2 スポーツ庁『運動部活動の地域移行に関する検討会議』（2022.6.6）

先の提案を受けて地域移行の具体案を検討した。部活動の現状の困難さについて、例えば教員の部活動への従事はどれくらいとられているか、その一方で部活動が生徒の自主性、民主性、

* 広島経済大学名誉教授

集団性に果たしている積極的役割などにも簡単に触れるが、教員の多忙化の全体構造、原因分析は無い。そして部活動だけが俎上に載せられ、地域移行の対象とされる。地域スポーツの実態は部活動の受け皿がないことを認めつつも、「配慮する、整備する」などの抽象的な表現で終始し、施設、人材、予算等々、具体的な施策は何もない。いろいろと工夫して受け入れるとする空論が展開される。こうなると「子どもたちにスポーツを地域で保障する」のも全くの空論となり、結局は部活動の地域への放逐とならざるをえない。

1.3 経済産業省『未来のブカツ』（2022.9）

文部科学省、スポーツ庁の提言を受けて、部活動を単に学校教育の一環としてとらえるのではなく、社会教育として多世代が参加する形式のブカツに再編しようとする。そこでは外部のスポーツ産業、スポーツ組織、企業、教育委員会なども参加する、未来のスポーツ構想であるという。ここで受益者負担主義が入り込み、会費・月謝がいくらになるかを試算する。その推進に対しては現場からの多様な心配も救い上げているが、それらの心配の原因についての分析は無い。さらに学校や自治体の公共施設を営利的活用が可能になるよう要求する。ここに真意が見える。教員の部活動過重負担の原因、日本の地域スポーツの貧困さなどの指摘は一切なく、もっぱら市場化のシミュレーションを展開する。

外国の部活動も若干紹介されているが、全く行っていないドイツと、選抜制をとっているアメリカを若干触れている程度であり、部活動の原点であるイギリスの過去、現在には全く触れていない。これは無知なのか、意図的な無視なのか不可解である。

以上、諸提言全体は部活動が大事だと言いながら、部活動の果たしてきた歴史的意義、教育的意義を無視して、あるいは教員の多忙化の原

因分析を曖昧化して、「部活動の地域移行」が叫ばれている。

因みに、2022年12月27日、スポーツ庁と文化庁は2025年までの3年間で地域移行を達成するとしていた目標設定を緩和すると発表した。理由は「3年間の移行達成は現実的に難しい」「過疎地域ではスポーツ少年団などが無く、中学校の部活をお願いできる人材が不足している」などの懸念を踏まえての結果だとしている。

1.4 問題点

以上の提案が実行された場合、これまでも指摘されてきたことであるが予想される問題点の若干を見ておきたい。

1.4.1 教員の多忙化の原因分析回避

日本の学級規模（教員負担）の大きさはOECD諸国の中でも劣位に在り、教員定員の少なさも明らかである。受け持ち学級規模の大きさ、そこで抱える諸課題、多様な校務分掌を抱え、仕事の多くを家に持ち帰って対処せざるを得ない。授業準備もままならず、わからない子、できない子への十分な学習指導ができず、落ちこぼしが分かっていても先に進まざるをえない。教員の本務である学習指導の準備に十分な時間が取れない。これは小学校だけでなく中学校ではさらに部活動指導が重なり、引率などにより土日までも出かけなければならない。一人一人の生徒の思考と要求に十分にかみ合った学習指導、生活指導もままならない。これらは教員の指導力量の向上を阻害しており、本務に集中しきれない教育政策がある。とはいえ、円満な部活動は生徒の、学級の、学校の活気を生み、生徒の人間形成にも好影響を与え、生徒と教員間の信頼関係を生むから、適切な部活動の指導を希望する教員も少なくない。

因みに2022年度の教員勤務実態調査（速報値、令和4年度、文部科学省初等中等教育局、2023年4月28日）によれば教員の1日当たりの勤務

時間は学内勤務と持ち帰り残業を含めて小学校で11:23時間、中学校で11:33時間であった。過労死ラインを超えていたのは学内勤務だけで中学校教員60%、小学校教員30%というすさまじい数値である。

さらに日本の学級規模の大きさだけでなく、教員の定員不足も深刻である。2023年4月の学校開始時点で全国の都道府県・政令都市の教育委員会のうち4割を超える委員会で教員不足が報告されている。新学期にも拘わらず、学級担任が決まっていないという深刻な事態さえ発生している。また近年は教員の勤務時間の長さを危惧し教職単位を取得した学生の教員志望が減っている。

超過勤務への手当問題では国際労働機関（ILO）勧告に日本政府は従わず、「給特法」（公立の義務教育諸学校などの教育職員の給与等に関する特別措置法）によって月給の4%を教職調整額として上乘せ支給する代わりに残業代を支給しないと規定した。これによって「自主的・自発的な仕事」の名で歯止めの無い長時間労働を放置している。

1.4.2 営利化と生徒負担

経済産業省『未来のブカツ』によれば週5日の練習で月1万8,000円の負担が生じる。これは参加費だけであり、その他用具・衣類・移動費等々が必要となる。今でさえ経済負担の結構多い部活動にいつその経済格差が生じて、参加できない生徒が生じる。義務教育無償化の原則を逸脱し、希望者全員参加の原則は崩壊する。ここにも新自由主義の市場化、個人責任化、受益者負担主義が貫徹される。そして全面地域移行になれば、それはもはや学校教育の一環ではなくなり、完全に産業化された営利スポーツとなる。

十分な受け入れ条件があり、学校との連携を密接にとれる体制があれば、地域スポーツが無下に否定されるべきでないであろう。しかし学

校から引き剥がして、地域で市場化させ、格差を生み、落ちこぼれ・「部活動難民」を産むのが明白なのにもかかわらず（このことは諸答申類にも触れられている）、それへの公的な保障を採らない。

1.4.3 指導の二元化と運営主体・管理責任

当面は土日、将来的には全面的に地域へ移行するというが、いくつかの疑問点が生ずる。

まず、その場合にも「部活動」として学校教育の一部として位置づけるのかどうか。そうであるならば、学校での平日の部活動指導と土日の指導の二元化が生じる。これは指導理念上の矛盾だけでなく、土日に予定される対外試合での引率、監督責任体制上の問題点は不可避である。つまり学校との二元化による責任体制のあり方である。

両者の指導理念が一致しない場合、生徒はどちらの意見を採用すべきなのか混乱する。後述するが、地域移行の失敗例として、学校と地域の二元化で部活動を指導する場合、そして地域がより主導性を強める場合、「教員文化」として教員、学校側は主導性（権威）の喪失から不快感、危機感を催すことも多い。これらは生徒たちに敏感に反映する。

一般的に外部委託は試合成績で評価されやすく、過熱化をしやすい。それを誰がどのように制止するのか。また、過熱化による生徒の心身の疲労と問題行動など、学校が関与はできない問題を地域指導員が対処できず、すべてが学校負担に降りかかってくるだろう。

1.4.4 傷害保険・事故責任

上記との関連で、重篤事故の責任は誰にあるのか。スポーツは偶然性を競い、楽しむ競技であるから、万全の注意をしても事故は絶対に起こらないという保証はなく、重篤な事故が起きるかもしれない。だから事故補償保険への加入は必須である。現在学校での事故は日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」が、

地域スポーツでの事故はスポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」が補償している。(もちろんこれ以外に個別に災害傷害保険に加入している場合もある。)二元化とともに地域移行された部活動の位置はどうなるのか。前者で両方をカバーできるのか、それとも新たに後者にも加入する必要があるのか。さらに、完全に地域移行した場合、それは完全にスポーツ安全保険のみの対象となるのか。とすれば結局2つの保険に入らなければならない。

同様に深刻なのは指導者が事故責任(民事責任)を問われた場合、公立学校内であれば国家賠償法によって国か地方自治体が賠償金を払うが、移行された部活動の場合、指導者は公務員扱いにより国家賠償法の適用を受けることができるのかどうか。学校内事故として扱われない場合、指導者の自賠責保険の加入が必要となるが、その支払いは自治体になるのか個人負担なのか等々、新たな問題は尽きない。

1.4.5 活動場所

後述するように日本のスポーツ施設の減少、極端な少なさから見れば、地域スポーツ施設などの活用は空論であり、結局は学校施設に依存するしかない。土日のみならず平日の部活動も地域移行となれば、平日の午後は完全に「学校外、教員外」の管轄対象になる。学校の混乱の原因となる。数校が集まって地域のスポーツセンターを活用する場合にも、特に土日であればほとんど割り込む余地はないであろう。それだけ地域スポーツ施設が貧困であるからである。これを何とか都合をつけるというが、これも空論である。しかも移動の経費、安全管理、引率問題(責任者、安全保険、経費など)など、課題は多い。

1.4.6 誰が指導するのか

さらに、地域の指導者に依頼するというが、具体的にどういうことになるのか想定してみる必要がある。土日のみであれば指導者の確保と、

アルバイト代(先の保険代も含めて)で済むかもしれない。しかし、週日も含むとなれば常勤体制化する。そうなればアルバイト体制では不可能だし、その指導者の職業としての自立を考えなければならない。「未来のブカツ」構想ではアルバイト雇用を想定しているよう見えるが、そうした不安定雇用を前提にしている、まさに新自由主義の真骨頂である。そうした状況で生徒たちの意向に十分に対応し、責任ある指導が期待できるのだろうか。指導者の無責任な雇用形態は止めるべきである。

2. 部活動の歴史

以上の諸問題も歴史的推移の結果として生じているものであり、日本の部活動の歴史を教育政策と共に概観してみよう。

2.1 部活動の誕生

日本には剣術、柔術などの武術はあったが余暇活動としてのスポーツという文化は存在しなかった。明治の文明開化と共に外国人居留地、外国人教師、帰国留学生などを通してスポーツが輸入された。明治以降の高等教育の学生は同学年の5%程度といわれ、きわめて上流階級であり、そこでの部活動はまさに特権階級男子(エリート)教育の一環であった。1930年前後には彼らからプロ野球選手も生まれた。日本の場合労働者スポーツ運動もほとんど発展せずエリートの学校スポーツ以外はほとんど普及しなかった。1920年代から高等女学校でも少しずつスポーツは普及したが、家父長制的な良妻賢母教育、同様の女性観の下でスポーツ享受は抑圧との戦いであった。

戦後教育改革により現在の中学校が生まれた。連合国軍最高司令部(GHQ)の指導の下、「スポーツは民主主義の学校」として体育教材に活用され始め、また部活動も発足した。「部活動は生徒の自主的活動であり、学校や教員は介入

するな」との指導観の下に置かれた。しかし民主的なスポーツ、スポーツ指導の経験が全くなかった日本の教育界、スポーツ界においてそれは結果的に「無責任」な放置となり、その結果戦前・戦中の軍隊式組織運営体制つまり絶対服従主義、精神主義、体罰主義等の復活する温床となった。

学校外では企業が従業員の福利厚生の一環にスポーツを提供したが、これも労務管理の一環に組み込まれ、1980年代になると労働者から敬遠されるようになった。さらに1970年代中盤からの福祉の後退、1980年代からの中曽根行政改革、バブル経済崩壊は多くの企業宣伝トップチームの廃部・休部を招来するようになった。1960年代の高度経済成長と1964年の東京オリンピックを契機として国民のスポーツ要求が高まった。これは日本のスポーツ・フォー・オールの始まりといわれた1972年の保健体育審議会による文部大臣への答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」を生んだが、1973年のオイルショック以降は福祉が大きく削減された。それでも高まる国民のスポーツ要求によって、国と地方自治体はスポーツ施設を増やし、調査開始時の1969年には約15万施設だったものが16年後の1985年には、約30万施設に倍加した。とはいえ、それ自体も先の保健体育審議会答申の提起に対して極めて不十分なものであり、こうして、地域のスポーツ施設の絶対的貧困、そして学校施設も減少する中で、子どものスポーツ要求には地域のスポーツ少年団活動等を除けば、主要には教科体育、部活動が対応してきたのである。

2.2 1980年代以降の「部活動漬け」による管理

部活動は、日本のスポーツ競技力向上の一環にも位置づけられ、そこから勝利至上主義の下で一本釣り（その背後には多くの生徒が潰され

た）で生き残った少数のトップ選手養成の場になった。それは1980年代以降の公立私立高校受験の競争化の中で、部活推薦が生まれ、部活動の勝利至上主義が一層激化し、部活動問題は複雑さを増した。

1960年代後半から始まった世界の学生運動は日本にも波及し、1970年代には大学紛争が全国化した。ベトナム戦争反対、日米軍事同盟の自動延長反対、大学の授業値上げ反対、大学の強権的管理反対など学生の抗議行動は全国に波及した。「大学の運営に関する臨時措置法（大学管理法）：2001年までの時限立法」（1969.8）を通じて、大学を「沈静化」させた。

1970年代後半から1980年代初頭には高校、中学校も激動した。ますます激化する受験地獄の圧力や大きな学級規模の下で、中学生も荒れ始め、教室や廊下の窓ガラスの大量破壊、対教員暴力も深刻化し、時には機動隊も導入された。また、生徒に暇を与えると駅前で暴力団に勧誘されるなどと、それらへの対策として生徒管理が追求され、部活動が一日、一日と伸び、ついに週6日、7日と「部活動漬け」が常態化するようになった。これによって確かに「生徒管理」は一定成功したように見えた。しかしその裏にはもっと大きな「成果」があった。それは何よりも有効な「教員管理」である。生徒を管理するには教員を管理しなければならない。民主的で、権利意識の高い教員が生徒を上から強権的に管理することはできないし、しない。生徒管理を名目に教員を張り付けることによって、彼らも次第に「部活動漬け」になり、授業よりも部活動により熱心な教員も誕生するようになった。彼らは校務分掌では教務指導よりも生活指導に多く配置され、生徒管理のみならず教員管理にも活用されるようになった。部活動で「実績」を挙げている教員の発言力が強化されることにより、教員間の管理体制も強化されたのである。「実績」を挙げた教員の「部活動人事」

は公然たる事実であり、実績のある教員の移動人事は引く手数多となった。それは現在も同様である。教育委員会からの指導を校長、教頭ばかりでなくこうした教員も代替するようになった。この点は拙著『部活動改革—生徒主体への道—』（不昧堂出版、1998）で既に指摘したことである。いくつかの教育委員会や多くの教員へのインタビューでもその現実について質問したが、直接的に否定されたことは無く暗黙裡の賛意を感じた。その後この教員管理は是正されることなく、部活動問題はもっぱら現場の責任として放置された。これは教育行政における「無策の策」の典型である。こうして1980年代以降の新自由主義的な教育予算の停滞、教育条件の悪化、教員組合攻撃の一環としての教員管理強化に部活動も活用された。その後若干の部活動研究があるが、いずれも行政に付度してか、こうした事実を指摘しない。

2.3 部活動の「強制化」

1989年には教科「必修クラブ」の「部活動代替」措置によって、本来自主的参加であるはずの部活動が実質全員参加制となった。必修クラブは教科であるから評価・評定をしなければならない。部活動の位置づけはより複雑化し、教育的位置はより重要になった。

これ以降の部活動担当は、教員にとって「強制」力を増した。スポーツ庁の答申類は「教師による献身的な勤務の下に成り立って」来たと言うが、教育現場では部活動の担当は実質的に強制となっていった。拒否すれば校長や教頭そして他の教員からも、さらに父母からも「無能」としてのレッテルを貼られ、現場では孤立した。

2.4 地域移行の前例と教訓

日本の教員の負担過重はすでに1970年代にも問題化されていた。その段階で部活動の地域移行も問題化された。具体的事例の経過と結果を

見てみよう。

2.4.1 1970年代の熊本県の経験

1966年、県下の中学校柔道部で指導に来ていた高校生によって1年生が背負い投げをかけられ、前頭部を畳に強打し、脳内出血、脳軟化症となり半身不随となった。この事故で被災者本人と両親が指導教員、校長、熊本市に対して「注意義務違反」による国家賠償法での補償を要求した。1970年7月の熊本地裁判決では教員、市の敗訴となった。これによって市教育委員会、学校関係者は大きく動揺した。

県教育委員会では早速協議に入り、同年11月に教育長通達「児童生徒の体育・スポーツ活動について」を出し、「運動部の活動は教師の勤務時間内で行うこと」、午後5時以降は社会体育に移行する旨の方針を採った。こうした方針が可能になったのは文部省の方針が背後にあったからである。つまり、国際労働機関勧告により教員組合から部活動への超過勤務手当が要求されたために、文部省は1969年の学習指導要領の改訂で教育課程内に「クラブ活動」を実現し、一方で教育課程外の部活動を放逐し、社会体育への移行を強調し始めていたからである。こうして熊本県では午後5時以降と土日は社会体育となり地域の指導員に委ねられて学校とは切り離された。部活動の二元化が始まった。

熊本県の部活動は活気を持ち、全国大会で上位の成績を挙げるようになり、「社会体育の勝利」とまで言われるようになった。この移行のきっかけは既述のような文部省の意向と共に、部活動での重篤な事故をきっかけとする当時の災害補償金であった。文部省よりも熊本県の方が厚かったのである。しかし全国的な不満が高まり、文部省の改革によって熊本県を上回るようになった。そればかりでなく、学校の手を離れた社会体育としての部活動は、際限なく過熱化して行った。請け負った地域の側としてみれば、試合成績が請負う時の実質的な基準と

なってゆかざるをえないために、過熱化は必至だったのである。

平日5時以降、そして土日も激しい練習、試合に追われるようになり、子どもたちは月曜日の午前中は疲労で机にひれ伏し、授業どころでなくなった。生徒たちは身体面ばかりでなく、精神面も学校、教員の関われない場でのことで荒れるようになった。しかし学校、教員としては何の対策も採れず、ただ、深刻なマイナス面を学校で対処しなければならなくなった。こうして、地域移行すれば学校、教員の負担は軽減するという論理は単純であり、むしろ負担が増したのである。こうして1978年、部活動は再び学校管轄に戻った¹⁾。

2.4.2 総合型スポーツクラブとの連携での失敗例

ある地方小都市における総合型スポーツクラブと部活動の連携での失敗例はいくつかの教訓を示している。少子化と教員の高齢化のあおりを受けて、中学校の部活動も多くは困難を抱えていた。この中学校の卒業生でもあり、地区の体育指導委員でもあるD教員（保健体育）の本校への転勤を機にスポーツクラブと連携して部活動の指導を委託することになり、総合型スポーツクラブを2005年に発足させた。

その後2009年に、クラブでの活動中にバレーボール部員がネット支柱の設置中に負傷した。指導員の事後処置の不適切さもあり、裁判に至った。結果はクラブ側の責任として決着したが、学校側ではこの連携に大きな疑問を生じていた。そして2010年に、クラブとの連携を解消して部活動は再び学校に戻ることになった²⁾。

この事例だけでは詳細が不明な部分もあるが、重要な教訓としてこの報告者は「教員文化」の視点から、部活動が学校と地域の二元化が進むうちに、地域の主導性が強まると教員の側では主導性（権威）の低下に対する不満感が募っていたと指摘している。学校と地域の関係は簡単

ではなく、きわめて複雑な問題を内包している。この課題は熊本県の事例でも同様である。教員主導でありたい、またそうあるべきであろうとする教員の生徒指導に地域の力が強力に介入し、教員の主導性（権威）が崩されることによる教員と生徒との信頼関係の不安定化、もっと進めば学校教育の崩れを教員が恐れるのはごく自然な感情である。また、この連携における保険と傷害責任の関係も不明である。

2.5 地域スポーツ

ところで、部活動の受け皿であるとする日本の地域スポーツについても検討しておこう。後述するようにイギリス、ドイツを含む西欧、北欧では福祉国家の一環として「スポーツ・フォー・オール政策」によって国・自治体が地域住民のスポーツ参加の条件整備（スポーツ施設建設・指導者養成・クラブ育成）を行ってきた。日本では1972年には文部大臣の諮問機関である保健体育審議会が「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」を答申し、西欧の「スポーツ・フォー・オール政策」に学びながら、対人口比で必要なスポーツ施設数を提起した。数値的には西欧のレベルには遥かに及ばないが、それでも「日本版スポーツ・フォー・オール」と呼ばれる画期的な提案であった。1960年代から続く地方自治体の革新化、それに伴う福祉の重視を反映したものであり、中央政府も1973年には「福祉元年」として意気込んだ。しかしその年の9月に起きた第1次オイルショックによって「福祉2年」は訪れなかった。これ以降福祉全般の停滞は続いたが、スポーツ施設数は1985年の約30万弱まで進展した。とはいえそれも当時の必要数から極めて少ないものであった。対人口比で見ても西欧の水準には遥かに及ばない。1980年代の中曽根行革以降の新自由主義政策によって福祉削減が進められ、国民の必要とするスポーツ施設の建設は

極めて不十分なままに放置された³⁾。1996年には245,289に、2018年には187,184まで減少している。その年の日本のスポーツ施設は「学校体育・スポーツ施設」が約60%を占めている。そして公共スポーツ施設は約28%であり、民間スポーツ施設は9%弱である。30万あった施設が約半数近くまで減少したこと、公共スポーツ施設は3割にも満たないこと、そして圧倒的に学校施設である。そして新自由主義者の推奨する民間スポーツ施設も惨憺たる状況である。国民の余暇の減少、消費能力の減退が民間施設の倒産を招いてきたのである。地域スポーツの貧困さは、地域移行と言っても現実には学校施設を活用するしか無いのである。2020東京オリンピックにも関わらず、国民、地域住民のスポーツ施設数は減少の一途をたどっている⁴⁾。

2.6 日本の選手養成

日本の部活動を考えるうえでもう一つ考えなければならぬ重要なことがある。それは日本のスポーツ界が部活動に対して、優秀な選手を養成する場として期待しており、そのことが勝利至上主義、絶対服従主義、時には体罰も含んだ指導の背景をなしているからである。

戦後、新制中学校の誕生とともに部活動も開始されたが、地域スポーツクラブの未発達な日本では、選手の養成は大学が中心であった。戦後プロ野球は1949年に現在の2リーグ制として発足するが、選手のスカウトは大学生が中心であった。1960年代の高度経済成長期に入ると日本の企業は従業員の福利厚生のためにスポーツ環境を整備して提供した。その一方で企業の宣伝チームを組織し、それがやがて実業団リーグを結成して日本のトップレベルを主に担うようになった。高校や大学のトップレベルの部活動はそうした企業や、プロ野球の選手養成機関化した。この論理は中学校まで降りてきた。部活動で目立った選手を「部活動推薦」で上級の

学校がスカウトするようになり、学校の宣伝隊として利用してきた。1980年代以降の高校入試における私立と公立の「対立」はこれを促進した。

3. 外国の部活動

ここで国際的動向を検討する。部活動の世界的源流はイギリスである。そして部活動を行っていないドイツも含めて、部活動と地域スポーツの関連の中で、子どものスポーツをどのように保障しているかを見てみよう。

3.1 イギリスの経験

3.1.1 近代スポーツとアマチュアリズムの発祥国

イギリスで産業革命期の1840年代にパブリックスクールで誕生したラグビーやサッカーなどのチームスポーツは、工場制機械工業の「分業と協業」を技術的にも組織的にも反映した。その普及については大英帝国が求めたナショナリズムがアスレティズム (Athleticism: スポーツで心身の健全さを発達させる)、マッスル・クリスチャニティ (Muscle Christianity: 強健な心身を持つ敬虔なキリスト者) そしてアマチュアリズムも結合して世界に普及した。スポーツはオックスブリッジを中心とする大学にも広く普及した⁵⁾。「スポーツは個人の財で賄う」、「他者からの補助を受けてはいけない」のがアマチュアであり、大会の賞金・賞品を目的とする労働者階級の参加を排除した。これがアマチュアリズムである。このアマチュアリズムに包まれたスポーツが世界に「輸出」された。

そうしたパブリックスクール、諸大学の卒業生たちは地域にスポーツクラブを結成した。1880年代になると都市を中心とする劇場、コーヒーショップなどのレジャーブーム、エンターテインメント産業が発展した。イングランド北部での工業地域を中心に、工場主たちが従業員

(労働者)のラグビーやサッカーなどのチームを結成し、従業員の士気高揚に活用していた。しかしそれはレジャー産業化の波に乗り次第にプロ化した。(当時は専門のプロは誕生できず、セミプロであった。)しかし国民一般は観戦者としてのみであった。

戦間期のイギリス労働者スポーツはドイツなどと比べると低位であった。労働者階級の参加は戦後、特に1970年代以降のスポーツ・フォー・オール政策以降であり、地域との共同利用(Dual Use)を意図して多くの施設が学校に付置して建設された。ともあれ、これ以降地域スポーツ施設の建設は急速に加速し、国民のスポーツ参加の基盤を形成した。

3.1.2 部活動の発展

スポーツの世界的普及に大きく貢献したのは小説『トム・ブラウンの学校生活』(Thomas Hughes, 1857年)である。ラグビー誕生前のラグビー校での運動と生徒の自治とキリスト教精神の統一を説いた同書は現在にも続くベストセラーとなり、その生徒像、学校像は世界の英語圏の隅々にまで普及した。1845年に誕生したラグビー(そして3年遅れてサッカーもイートン校で誕生)は同書の普及とともに、アスレティズム、マッスル・クリスチャニティを伴って普及した。こうした生徒像、学校像は先進資本主義諸国のブルジョアジーが求めていたものでもあったからである。こうして学校スポーツ(授業+部活動)は今に通じるイギリスの伝統である。そして特に英語圏諸国に普及した。その一端に日本がある。

3.1.3 スポーツ・フォー・オール

戦前のイギリスの義務教育において、公立校では将来の労働者そして兵士の養成として子どもの姿勢の矯正を目的とした経費の掛からない体操や軍事教練が行われていたが、戦後は経費の嵩むスポーツも教材化され、徐々にスポーツ施設も建設され始めた。

イギリスの国民スポーツの普及はドイツ、フランスに遅れて、1970年代に始まった。遅れたのはアマチュアリズムが強く、国家の援助をも否定していたからである。しかし歴史の趨勢に抗しきれなくなり、イギリスも遅ればせながら「スポーツ・フォー・オール政策」を採用し始めた。それは、西欧の福祉国家で採用された国民全体のスポーツ推進政策である。1950年代後半から始まった先進国での高度経済成長は機械化による労働と生活全般での省力化をもたらした。人類の歴史上初めて、国民の全般が省力化を経験する段階に到達した。さらに食糧事情の改善は、高エネルギーの摂取を可能にさせ、省力化と結びついて次第に糖尿病、心臓病などの生活習慣病の増加をもたらした。また医学の進歩は、これまで見過ごされてきた疾病の早期発見と治療を可能にし、平均寿命を大きく進展させた。これによって国家の医療財政は大きな負担となり始めた。それらへの対策の一環として国民のスポーツ参加による健康維持は喫緊の課題となった。また、若者たちの社会的な荒廃の克服の為に身体活動と精神活動の両者を伴うスポーツは必須となった。さらに福祉とスポーツ大国を標榜する東ヨーロッパの社会主義圏への牽制からも国民のスポーツ振興は必須であった。

この時期は国民の諸権利の高揚期でもあり、諸文化への接近の一環として「スポーツ権」も提唱された。その権利保障のための国・自治体によるスポーツ参加条件の整備を義務付けた。これが西欧そして少し遅れて北欧の「スポーツ・フォー・オール政策」であり、国民すべてのスポーツ参加を標榜した国家政策である。

莫大な費用を要した多数のスポーツ施設建設は高度経済成長政策における内需拡大の一環として位置づけられた。この政策によってイギリスは地域のスポーツ施設が地域住民の使いやすいうようにポストの数ほど建設された。そして学

校のスポーツ施設も、時には地域スポーツと共同利用で建設された。例えば郊外の生徒数500人程度の中等学校であればバスケットボールコート面の体育館と校舎の周辺には4、5面のサッカーグラウンド、そして2、3面のラグビーグラウンドがそれぞれ芝生で敷設された。土日は主に地域スポーツ用である。1例を挙げればイングランド中東部レスター州にあるチャーンウッド郡は人口約15万人（1995年）であるが、域内のサッカー場は134面、ラグビー場37面、クリケット場46面である。そしてその時点での今後の必要数をそれぞれ、21、-1、7面とした。ラグビー場だけが現時点で1面多いということである。それにしても必要数を足すとサッカー場は155面で、これを人口15万人で割るとおよそ1,000人に一面の割合となる。この地域が特別ではなく、一般的である。同じ頃埼玉県浦和市のサッカー事情と比較した。人口48万でサッカー協会参加97チームが土のグラウンド3面を使用できるだけである。春秋のトーナメントに土日は1日に5試合を消化するが、施設がないのでそれ以上にチーム登録を増やすことができない。人口16万人に1面の割合である。英日の格差の違いに愕然とした。

さて、イギリスでは「スポーツ・フォー・オール政策」によってアマチュアリズムを国家自体が否定することになった。1970年代のイギリスはその独特なスポーツ行政組織である「スポーツ・カウンシル」も含めて、日本にも多大な影響を与え、当時の文部省も多くの視察団をイギリスに送った⁶⁾。

3.1.4 新自由主義の政策

1979年に発足したサッチャー政権（保守党）は、新自由主義政策（サッチャリズム）を採り、福祉を大きく削減した。これに対して都市貧困層は抗議行動をとった。都市住民を鎮めるためにスポーツが提供され、失業者から一時的な指導者を雇用するなどの懐柔策も採った。抗議行

動が次第に沈静化すると、スポーツ政策も低調化した。そしてそれまで学校に付置して建設されてきたグラウンドが多く企業に売り出された。因みに1987～1995年の保守党政権下で売却された学校運動場は約5,000である⁷⁾。

イギリスでは日本のような中高生の荒れは無く、生徒管理の大きな変化はなかった。しかし、1970年代から1980年代にかけてサッカーフーリガンと呼ばれるサッカー観戦者による暴動で多くの死者をもたらすと同時に、国際試合に便乗して大陸諸国にも暴力を「輸出」した。サッチャー政権の新自由主義政策は教育条件の悪化をもたらした。その改悪に抗議した教員は1985年にストを決行し、多くの教員が部活動指導から撤退した⁸⁾。イングランドでは約50%、スコットランドでは約60%の教員が撤退した。電子ゲームやジャンクフードの普及によって、子どもたちの運動不足、肥満が指摘される中、この撤退は大きな波紋を与えた。（同じ時期、「部活動漬け」によって生徒管理ばかりでなく、教員も管理されていた日本とは対照的である。）このあと、教員の志願者数が減少した。子どもへのスポーツ指導が行いたくて教員を志望する学生たちの意欲を削いだからであるという⁹⁾。

3.1.5 ブレア政権（労働党）

1997年から2007年まで続いたブレア政権は「第3の道」として新自由主義路線をある程度取り入れたが一定の福祉も推進した。政策の基本を「1に教育、2に教育、3に教育」と教育を重視し、その一環に子どものスポーツも「世界最高の体育・スポーツ体制の確立」を謳い、5～16歳の全員に週5時間以上の体育・スポーツを提供することを提起した。そして図表のようなきわめて重要な「学校スポーツパートナーシップ」を世界の学校スポーツを研究しながら考案しイングランドに導入した（図表参照）。

この計画は2002年に始まり、2006年にはイングランドの全ての小、中等学校が参加した。簡

単に説明しよう。先ず中心の Sports College とはハブとなる中等学校であり，そこには専任の Partnership Development Manager (PDM) が1名在任する。必ずしもスポーツの専門家に限らず，体育や部活動の指導を直接に持つことはない。パートナーシップ全体の体育・スポーツの促進のための援助，助言，学校間の対外試合などを調整する。イングランド内で450名を採用した。その周辺に7～8校の中等学校が集まり，そこには School Sport Coordinator (SSCo) が1名いる。この人は体育教員であり，週2日は体育の授業を離れて，傘下の小学校教員の体育指導への助言を行ったり，地域スポーツ組織との連携を推進する。(1980年代からの保守党政権時代に地方教育委員会制度を弱体化したのでこうした現職指導体制を必要としていた。) イングランド内で3,200名を採用した。そして1つの中等学校の周りには5校程度の小学校が集まる。Primary Link Teacher (PLT) は小学校の教員であり，各校に1名が任命される。SSCo と連携し，小学校の体育や部活動の指導に生かす。年間12日間は授業を離れて，その業務に専念することができる。イングランドで18,000人が任命された。以上の全体をファミリーというが，1ファミリーの平均学校数は約50校，

このファミリーの維持のために平均で年27万ポンド(4,320万円，1ポンド=160円計算)が支出された。イングランドで450ファミリーであるから，その総額は1億2,150万ポンド(194億4千万円)となる。上記のようにSSCoやPLTが離れた後の授業補充はファミリーからの補助金でまかなわれる。

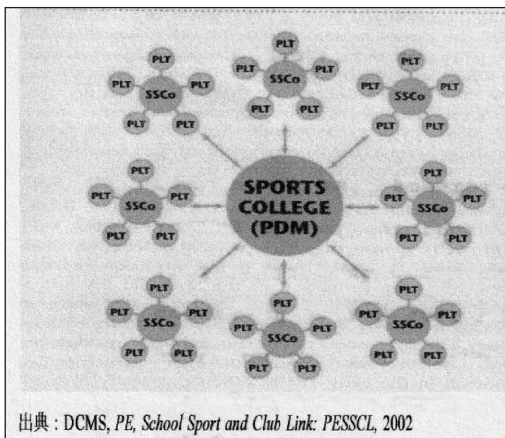
3.1.6 地域スポーツと選手養成

この時期，併行して地域スポーツとエリートスポーツの振興も図られた。特に前者では「Sport Englandの戦略：2008-2011」(2008)で「世界最高の地域スポーツ体制」を目指して，2013年までに100万人の新規加入者の獲得を提起した。その推進主体は地域のスポーツ組織であるが，国レベルのスポーツ種目組織に目標となる人数，予算を提起させ，それに必要な資金を配分した。46種目組織が対象となったが，4億8千万ポンド(768億円)が支出された。例えばサッカー協会2,563.4万ポンド(41億160万円)である。(もちろん援助金の活用には2013年度末には資金の活用状況と目標達成の査定が行われた。) こうして，地域スポーツの発展も強く支持された¹⁰⁾。エリートスポーツに関しては2005年にロンドンオリンピック(2012)の開催権を獲得しており，選手強化がなされたのは言うまでもない。

以上の施策はブレア政権がスポーツの重要性を認識したことを示すものである。2010年に政権を再奪取した保守党は労働党の福祉政策に対して強い敵意を示し，強度の緊縮財政を採用しており，学校スポーツも削減されている。あるいは予算の重点配分として，競争的スポーツを強調している。

3.2 西ドイツの経験

ドイツの場合，19世紀初頭にナポレオン戦争で敗北して以降，ヤーンの主導による体操運動がナショナリズムを伴って大きく普及した。19



出典：DCMS, PE, School Sport and Club Link: PESSCL, 2002

図表 学校スポーツパートナーシップのイメージ図

世紀後半にイギリスからスポーツが導入されると、その躍動性、競争性の面白さに多くの若者が引きつられ体操とスポーツの対立が起きた。現に、1896年に第一回の近代オリンピックにドイツは不参加であった。

戦間期、ドイツの社会民主主義的労働組合はスポーツを組織し、一時は200万人の会員を擁し、ヨーロッパの労働者スポーツ運動 (LSI) をリードした。そしてそれはドイツ帝国体育連合に匹敵する勢力となった。当然、施設建設など国家からの支援も獲得した。この点はイギリスと大きく異なる。当時のソ連をリーダーとするコミンテルンは対抗して赤色スポーツ運動 (RSI) を結成した。1936年のベルリンオリンピックをブルジョア大会として批判し、対抗して LSI と RSI は共同して1936年夏にバルセロナ (スペイン) で第3回国際労働者オリンピックを予定したが開会式前日に勃発したフランコ將軍率いる軍事クーデターによって不可能となった。1933年以降暴力的に勢力を拡大したヒトラー率いるナチスはイタリアのファシストと日本も含めた日独伊三国防共協定 (1937) を結成しファシズム化を推進して、諸権利運動、革新運動を抑圧した。これ以降ドイツの労働者スポーツ運動も壊滅したが労働者スポーツへの国家の支援という実績を残した。

戦後は東西ドイツに分裂したが、当時の西ドイツは東ドイツを含む東欧の社会主義国の福祉とスポーツ大国化に対抗して国民福祉を重視した。日本と同様に敗戦国でありながら急速に発展した西ドイツは、もちろんアメリカに支えられて東ヨーロッパへの対抗の拠点化としての性格もあったが、高度経済成長に国民の福祉の諸施設の建設も内需拡大として位置づけて実行した点が、産業基盤重視＝国民福祉軽視の日本との根本的な差であった。

特にスポーツに関しては1959年に「第2の道」を唱え地域から国民のスポーツ参加を提起し地

域スポーツクラブの設立、その維持のための補助を行った。そして1960年に「ゴールデン・プラン」を発表し、高揚する国民のスポーツ需要に100%応える施設の建設を先15年で完成させると計画した。1960～1972年までに5億1,200万マルクを支出して9,000の多目的施設と19の国営競技場を建設した¹¹⁾。そして1970年代に入ると「トリム運動」として、一層の発展を計画した。こうして西ドイツには実際に多くのスポーツ施設が建設され、大小の地域スポーツクラブが多数誕生した。これはスポーツだけでなく、地域の演劇クラブのための劇場建設なども併行した。もちろんこうした施策の背景には1950年代末から始まる労働時間の減少と休暇保障の諸施策が政府によって実施された。労働の機械化、緻密化に伴い、労働者の健康維持が企業にとっても得策であったからである¹²⁾。

西ドイツはヨーロッパのスポーツ・フォー・オール政策をリードした。1966年には欧州審議会 (Council of Europe: CE) が「スポーツ・フォー・オール」を提起して加盟国での実施を促した。それは1975-6年の「欧州スポーツ・フォー・オール憲章 European Sport for All Charter」に結実した。これは7か条から構成され、その第1条でスポーツはすべての人の権利であることを謳い、第2条以降そのための条件整備は国や自治体など公共の責任を明記した。これは UNESCO にも影響を与え、1978年の「体育・スポーツ国際憲章」となった。ここでも第1条で「スポーツはすべての人の基本的権利である」と謳われた。これ以降スポーツは人々の権利であるとの思想が一般化していった。とはいえ、ユネスコの場合、開発途上国も多く加盟していることから、国・自治体の条件整備の義務規定は薄められた。

ドイツでは部活動はないが、地域スポーツが子ども、生徒の運動、スポーツ要求を満たすための条件 (施設、人材) を十分に受け止める体

制が確立している¹³⁾。

4. 部活動の背景課題

4.1 人類史とスポーツ：子どもと運動

なぜ、子ども、生徒などの若者のスポーツを公共的に保障しなければならないのかという問いは、部活動を考えるときの根底に据えておかなければならない。そこには人類史的な課題が関わっているからである。人類の形成において猿から直立二足歩行への移行、手と脳の発達は大型動物狩猟と併行した。その過程で、狩猟労働と部族間の戦闘へのトレーニングは必須だった。そして人間は毎日、あるいは数日のうちに一定の運動をしてカロリーを消化しながら諸器官を機能させ、特に骨格筋を鍛えないと退化するようになった。こうして人間は健康な生存の基礎として一定の運動を必須とする身体を形成するようになった。これはD・リーバーマンらの最近の古人類学の研究でも明らかである¹⁴⁾。

数十万年という年月を掛けて、そのトレーニングは面白さを工夫、加味されて最終的にスポーツ文化としての確立をみた。だからスポーツは楽しい、面白い要素を内包している。現在我々がスポーツをするのはその楽しさ、面白さを追求するためであるが、その根底には生物として健康な生存を維持する生命維持活動が存在する。遊戯とは抽象的に存在するのではなく、人類がスポーツ文化を形成する過程で抽象的だが客観的な存在としてのスポーツに付与してきた諸要素の反映である。身体的快感、競争の面白さ、技術習得の充実感、そしてスポーツの持つ偶然性の支配の満足感、友達と協力し時には競う楽しさなど、スポーツの持つ特性を身体的爽快感、精神的充実感として反映させたものが「面白さ」の実態なのである¹⁵⁾。その後、階級社会では余暇とスポーツは支配階級の独占物となった。被支配階級は長時間労働、余暇の非所

有によってスポーツからは遠ざけられた。しかし、高度経済成長期は国民のすべてが省力化を経験するようになり、一方で栄養の過多と共に、運動不足から退化をもたらしかねない事態に至ったことを意味する。だからこそ、福祉国家では国民のスポーツ権を保障し、そのための条件整備を国の義務としたのである。「スポーツ・フォー・オール政策」は福祉国家政策のスポーツ版であり、スポーツの公共性の復権であり、スポーツ史における人類史的到達点である¹⁶⁾。現代では子どもを運動から遠ざけるテレビゲームや偏った栄養や高すぎるカロリー食品など、体と心の健康問題に直結する多くの要因に囲まれている。それゆえに、子どもの運動をどのように保障するかは各国の大きな課題となっている。

4.2 日本の学校・教員

部活動の地域移行の根底には「学校で行う必要は無い」という発言がある。確かに部活動の無い国もある。しかし子どもたちに必要な運動を学校で行うか、地域で行うか、学校と地域で行うかである。ここにはそれぞれの国の学校の歴史、学校論の違いがある。

そもそも部活動は既述のように1840年代にイギリスのパブリックスクールでラグビー、サッカーが誕生して以降、それらを含めたスポーツ全般が学校教育の中で、特に大英帝国の兵士、植民地統括者などの「Muscle Christianity 強健なキリスト者」の養成、そしてイギリス産業を支えた労働者の養成を目的として国内はもとより、世界中に普及した。この強健なキリスト者はその後アメリカのYMCAに引き継がれ、同じようにその世界ミッションにスポーツが活用された。これは「アスレティズム」として単に身体の強健さだけではなく、闘争心、克己心、チームワーク、協調心、服従心などの精神的、性格形成の手段として、世界中の学校に普及し

た。日本もその一環である。イギリスでは地域スポーツも並行して普及発展してきた。そして現在では子どものスポーツは部活動でも地域スポーツクラブでも並行して行われている。ドイツ、フランスは教科体育を別とすれば部活動は無いが、子どもたちは地域スポーツクラブに参加する。ドイツの総合型地域スポーツクラブも1950年代後半以降のスポーツ・フォー・オール政策＝公共福祉政策（施設建設、指導者養成、クラブ育成）によって発展したものである。

以上のことは学校とは何か、何をすべきか、を問うている。かつてクループスカヤがソビエトの学校教育の中で、健康診断、給食、昼寝、シャワーなども学校の機能として含めたように、学校も時代、地域で役割が異なる。学校は主に教科教育のみを行うという主張もあるが、それはドイツやフランスなどがモデルであり、イギリスでは部活動も重視した。

日本の戦後の中学校の部活動はまさに「学校教育の一部」として生徒のスポーツ他への参加を保障し、多くの問題点を孕みながらもその教育的意義を果たしてきた。国民のスポーツの必要性が高まる中、教科体育と部活動は国民の身体的教養（physical literacy）を形成する重要な場を占めてきた。現に学校卒業後、地域スポーツクラブに参加する上で部活動に参加していた種目が占める割合は圧倒的に多いのである。地域スポーツクラブが貧困な日本で、部活動の果たした役割は西欧以上に大きいものであろう。それだけ部活動は日本の学校教育の一部として、学校教育の構成要素として形成されてきたのである。スポーツ庁他の答申類も一方ではそのことを認めるのである。しかし他方で地域移行に突進しようとする。

日本の学校は明治以降、地域文化の中心地でもあった。学芸会や運動会は地域の行事として住民の多くが参加した。そし教員は地域の数少ない知識人、インテリゲンチヤであり、その一

方で国家の代理人として良かれ悪しかれ地域の中心を占めてきた。そうした思考は今も根強い。生徒が地域で問題を起せば、先ず連絡が行くのは父母ではなく学校である。これは学校が最も信頼に足る存在だからである。そしてそれをスポーツに限って言えば、地域のスポーツ条件が極めて貧困な中であって学校が最も信頼に足る組織であった。こうした学校の持つ文化は無下に否定するのではなく、もっと充実させてもよいのではないか。さらに「教員文化」として部活動は教員の主導的指導という観念が形成されている。それだけ日本の学校の一部となっている。

5. 結論と課題

スポーツ庁他が意図しているように受け皿としての地域スポーツが貧弱な中での有料化による地域移行は、貧困な家庭の子どもの参加を不可能にさせ、さらに過熱化の可能性を多く持つが故に、多くの生徒の「部活動難民」を生む可能性がある。さらに報告事例から見ると移行できる種目、参加できる人数が極めて限定されている。こうして増加する「部活動難民」の発生はそれによって多くの諸問題を発生させ、結局学校での対処を余儀なくされて、学校の、教員の負担となって降りかかってくるだろう。それと同時に、益々深刻化する生徒たちの運動保障が曖昧化する。

また全面的な地域移行をすればこれまでの「部活動漬け」による生徒管理と教員管理は実質的に無くなる。それ自体は歓迎すべきだが、これまで「実効」を果たしてきた管理方法を簡単に放棄するとは限らない。この点での注視も必要である。

日英独3か国の比較から分かることは、日本の教員の多忙化の最大の特徴は教員の負担があまりにも多いことであり、それは先ずもって教員の数を増やすことから始めなければならない。

そうして部活動担当に余裕を持たせることが求められる。さらに日本の地域スポーツの貧困さである。イギリスやドイツは国の政策としても地域スポーツの発展を非常に重視してきた。それゆえ、子ども、青年の身体運動を地域でも十分に対応できる状態にあるが、日本ではその点が極めて貧弱であるが故に、子どもたちの運動は相対的には有利な部活動に依存せざるを得なかったという側面も事実であろう。地域スポーツを発展させて、地域からのスポーツ保障も必要である。現代そして未来社会はそうして若者のスポーツを多様に保障してゆくことを求めている。

注

- 1) 内海和雄『部活動改革—生徒主体への道—』不味堂出版、1998年、pp. 40-48
- 2) 谷口勇一「部活動と総合型地域スポーツクラブの関係構築動向をめぐる批判的検討：「失敗事例」から見えてきた教員文化の諸相をもとに」『体育学研究』日本体育学会、59号、2014年、pp. 559-576
- 3) 内海和雄『日本のスポーツ・フォー・オール—未熟な福祉国家のスポーツ政策—』不味堂出版、2005年
- 4) 総務省「公共施設総合管理計画」(2014)は公共施設の数、延べ面積を削減する計画を全国の自治体に立てさせ、統廃合を推し進めており、スポーツ施設は学校も真っ先に削減の対象とされる。スポーツ政策も単に文科省やスポーツ庁だけの意向で決定されるのではなく、政府（政権党）全体の意向で決定されるのである。
- 5) 内海和雄「資本主義はなぜ、集団スポーツを産んだのか(1, 2)」『広島経済大学 研究論集』第42巻第2, 3号、2019年11月、pp. 1-16、2020年3月、pp. 1-17。内海和雄「ラグビーとイギリス資本主義」『広島経済大学 研究論集』第44巻第3号、2022年3月、pp. 1-16
- 6) 内海和雄『イギリスのスポーツ・フォー・オール—福祉国家のスポーツ政策—』不味堂出版、2003年。内海和雄(3)。内海和雄『スポーツと人権・福祉—「スポーツ基本法」の処方箋—』創文企画、2015年
- 7) Richard Holt and Tony Mason, *Sport in Britain 1945-2000*, Blackwell Publishers Ltd., 2000, p. 155
- 8) 内海和雄(1)の第3部 イギリス部活動, pp. 136-182
- 9) Richard Holt and Tony Mason, *ibid.*
- 10) 内海和雄(1)のpp. 148-149。内海和雄「『世界最高のスポーツ立国』へ挑むイギリスのスポーツ政策(前編、後編)」『体育科教育』大修館書店、2010年1, 2月、第58巻1, 2号。内海和雄「イギリス(主にイングランド)のスポーツ政策と子どもスポーツ政策の概要」『公認スポーツ指導者海外調査研修事業報告書』平成21年度 財団法人日本体育協会、2010, 3, pp. 13-31。2011年のOfsted (The Office for Standards in Education, Children's Services and Skills)の実態調査(教育相によって作成)によれば子どもたちのスポーツ参加が増え、地域との連携も向上している。(Ofsted, *School Sport Partnerships -A survey of good practice-*, June 2011)。また下院(House of Commons)の説明文書 *School Sport Partnerships* (by David Foster, Number. 6052, 10 September 2015)によれば、その政策は前労働党の政策 Physical Education, School Sport and Club Links (PESSCL)の一環でありファミリー毎に多様性はあるが、多くの成果を残していることを報告している。しかし現保守党連合政権として援助の削減、競争的スポーツへの重点の変更などがあるが、基本的には引き継がれている。
- 11) 唐木國彦「第3章 西ドイツのスポーツ政策—パートナーシップの原理について—」『スポーツ政策』大修館書店、1978年、p. 240
- 12) 唐木、同前、pp. 246-248
- 13) 内海和雄『スポーツと人権・福祉—「スポーツ基本法」の処方箋—』創文企画、2015年。高松平蔵『ドイツの学校にはなぜ「部活」がないのか』晃洋書房、2009年。唐木國彦、同前。高松平蔵『ドイツのスポーツ都市—健康に暮らせるまちのつくり方—』(学芸出版社、2020年)によれば、これらのスポーツ施策を踏まえて、現在も健康な町作りが行われていることが具体的な事例を含めて示されている。
- 14) ダニエル・リーバーマン『運動の神話』上、早川書房、2022年、p. 222
- 15) 内海和雄「人間はなぜ、スポーツをするのか(2/2)—スポーツとは何か：本質・構造・機能—」『広島経済大学研究論集』第45巻第2号、2022年11月、pp. 3-18
- 16) 内海和雄「人間はなぜ、スポーツをするのか(1/2)—直立二足歩行は人体に何をもたらしたのか」『広島経済大学 研究論集』第45巻第1号、2022年7月、pp. 1-16。内海和雄「人間はなぜ、スポーツをするのか(2/2)—スポーツとは何か：本質・構造・機能—」『広島経済大学研究論集』第45巻第2号、2022年11月、pp. 3-18